

独立行政法人日本学生支援機構
平成30年細則第11号

非常勤職員就業規則実施細則を次のように定める。

平成30年9月28日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 遠藤勝裕

非常勤職員就業規則実施細則

(目的)

第1条 この細則は、非常勤職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第45号。以下「就業規則」という。）の各条の実施に関する事項を定めることを目的とする。

(就業しつつ子の養育を行う非常勤職員に対する措置)

第2条 就業規則第20条の6第2項に定める非常勤職員（1日の勤務時間が6時間を超える勤務日があるものに限る。以下この条において同じ。）の子の養育に関する部分休業については、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤職員が申し出た場合、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、子の養育のための無給の部分休業を認めることができる。
- (2) 前号の部分休業を申し出る非常勤職員は、部分休業申出書に必要事項を記入し理事長に提出しなければならない。
- (3) 理事長は、前号の申出を承認するときは、当該非常勤職員に部分休業承認書を交付するものとする。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。